



# 山形県公報

平成25年7月2日（火）  
第2457号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則……………（県民文化課）…781
- 山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………（ 同 ）…782

### 告 示

- 市町村が行う国土調査の指定……………（農村整備課）… 同
- 土地改良事業施行の適当の決定……………（庄内総合支庁農村計画課）… 同
- 民有保安林の指定の解除……………（森 林 課）…783
- 開発行為に関する工事の完了……………（最上総合支庁建築課）… 同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（最上総合支庁地域振興課）… 同

## 規 則

山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第70号

#### 山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県生涯学習センター条例施行規則（平成2年7月県規則第51号）の一部を次のように改正する。  
別表第1項の表を次のように改める。

| 名 称                         |       | 使 用 料 の 額             |                    |                       |
|-----------------------------|-------|-----------------------|--------------------|-----------------------|
|                             |       | 午前9時から午後<br>0時30分までの間 | 午後1時から午後<br>5時までの間 | 午後5時30分から<br>午後9時までの間 |
| センター（山形県緑町庭園<br>文化学習施設を除く。） | ホール   | 5,990円                | 8,560円             | 8,980円                |
|                             | 第1研修室 | 2,560円                | 3,660円             | 3,840円                |
|                             | 第2研修室 | 1,420円                | 2,030円             | 2,130円                |
|                             | 第3研修室 | 490円                  | 710円               | 740円                  |
|                             | 第4研修室 | 490円                  | 710円               | 740円                  |
|                             | 第5研修室 | 1,280円                | 1,830円             | 1,920円                |

|                             |        |        |        |        |
|-----------------------------|--------|--------|--------|--------|
|                             | 特別会議室  | 3,420円 | 4,890円 | 5,130円 |
|                             | 和室研修室  | 1,140円 | 1,630円 | 1,710円 |
| センター（山形県緑町庭園<br>文化学習施設に限る。） | 多目的ホール | 1,170円 | 1,680円 | 1,760円 |

**附 則**

この規則は、平成25年7月16日から施行する。

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第71号****山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則**

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例（平成25年3月県条例第12号）の施行期日は、平成25年7月16日とする。

**告 示****山形県告示第658号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、国土調査として次のとおり指定した。

平成25年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定年月日  
平成25年6月14日
- 2 調査を行う者の名称  
遊佐町
- 3 調査地域  
飽海郡遊佐町杉沢の一部
- 4 調査期間  
平成25年6月17日から平成26年3月31日まで

**山形県告示第659号**

日向川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成25年6月21日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
(1) 新規土地改良事業計画書の写し（下村地区）  
(2) 日向川土地改良区定款の写し
- 2 縦覧に供する場所  
酒田市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成25年7月4日から同年8月2日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第660号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成25年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
西村山郡西川町大字入間字堰ノ上1782の38、1782の39
- 2 保安林として指定された目的  
雪崩の危険の防止
- 3 保安林解除の理由  
道路用地とするため

#### 山形県告示第661号

次の開発行為は、完了した。

平成25年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成25年6月7日 指令最総建第5号
- 2 開発工区に含まれる地域の名称  
(第2工区)  
新庄市金沢字下モ田2351番1の一部、2351番2、2351番3の一部、2351番6の一部、2352番の一部、2352番1、2352番2、2353番の一部、2354番の一部、2355番の一部、2355番1の一部、2355番2、2355番3、2355番4、2355番5、2355番6、2355番7、2356番1の一部、2931番8、2931番9、4988番の一部、4989番、4990番、4991番、4992番、4993番、4994番2、4995番、4998番、4999番、5000番、5001番  
新庄市五日町字足達前469番2、469番3、469番4の一部、469番5、469番6、469番11、469番15、469番20、469番21、469番22、469番26、471番1、471番4、472番2、472番7、472番8、472番9、7319番、7320番、7321番、7322番、7323番、7324番2、7328番、2355番地先の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
株式会社ヨークベニマル  
新庄市若葉町5番5号  
株式会社柿崎工務所

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成25年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成25年6月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人くれよんはうす
  - (2) 代表者の氏名  
齊藤 千恵子

(3) 主たる事務所の所在地

新庄市金沢1439番地22

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害のある児童に対してデイサービスを行うことにより、児童の持つ能力を伸ばし、日常生活での自立、集団生活に適応することができるよう指導・訓練するとともに家族が安心して就労できるようにする。その為にセミナー活動を通し研鑽を重ねる。

又、関係機関等と連携しながら、地域社会が障害児（者）への理解を深め、共に生きる社会の実現を目指すことに寄与することを目的とする。